

議案第 4 5 号

公の施設の区域外設置に関する協議について

公の施設である市川市道及び船橋市道の区域外設置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により船橋市と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

記

1 市川市が区域外である船橋市に設置する市川市道

(1) 市道路線の詳細

整理 番号	路線名	起 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)
		終 点			
1	市川市道 3285 号	市川市若宮三丁目 603 番地先	812. 32	7. 20～ 13. 44	7, 275. 85
		市川市柏井町一丁目 1462 番地先			
2	市川市道 4404 号	市川市若宮三丁目 223 番地先	929. 66	3. 36～ 12. 00	4, 988. 71
		市川市若宮二丁目 397 番地先			
3	市川市道 4416 号	市川市若宮三丁目 180 番地先	845. 74	2. 42～ 11. 70	4, 238. 31
		市川市若宮二丁目 114 番地先			
4	市川市道 4462 号	市川市中山四丁目 489 番地先	339. 18	1. 75～ 5. 24	1, 189. 31
		市川市若宮一丁目 2 番地先			
5	市川市道 4451 号	市川市中山四丁目 487 番地先	427. 25	2. 96～ 9. 02	1, 561. 64
		市川市中山四丁目 509 番地先			

6	市川市道 4444号	市川市高石神 83 番地先	439.48	2.90～ 8.13	1,627.24
		市川市中山四丁目 519 番地先			
7	市川市道 4450号	市川市高石神 193 番地先	243.79	2.50～ 7.75	1,040.04
		市川市高石神 158 番地先			
8	市川市道 6034号	市川市鬼高三丁目 1186 番地先	419.14	8.00～ 9.68	3,641.67
		市川市鬼高二丁目 1240 番地先			
9	市川市道 6033号	市川市鬼高二丁目 1404 番地先	640.48	4.81～ 5.85	3,298.26
		市川市鬼高三丁目 1158 番地先			
10	市川市道 7002号	市川市原木一丁目 133 番地先	656.15	4.65～ 14.65	5,660.85
		市川市原木一丁目 663 番地先			

(2) 協議箇所

整理 番号	路線名	協議箇所
1	市川市道 3285 号	船橋市藤原 1 丁目 1-4 地先～ 船橋市藤原 1 丁目 195-15 地先
2	市川市道 4404 号	船橋市古作 2 丁目 65-1 地先～ 船橋市古作 2 丁目 60-3 地先
3	市川市道 4416 号	船橋市古作 2 丁目 4-1 地先～ 船橋市古作 2 丁目 188 地先
4	市川市道 4462 号	船橋市本中山 1 丁目 40-1 地先～ 船橋市本中山 1 丁目 19-1 地先
5	市川市道 4451 号	船橋市本中山 1 丁目 121-2 地先～ 船橋市本中山 1 丁目 133-67 地先
6	市川市道 4444 号	船橋市本中山 1 丁目 133-52 地先～ 船橋市本中山 1 丁目 133-67 地先

7	市川市道 4450 号	船橋市本中山 1 丁目 163-1 地先～ 船橋市本中山 1 丁目 136-2 地先
8	市川市道 6034 号	船橋市本中山 4 丁目 610-3 地先～ 船橋市本中山 4 丁目 598-4 地先
9	市川市道 6033 号	船橋市本中山 4 丁目 610-3 地先～ 船橋市本中山 4 丁目 630 地先
10	市川市道 7002 号	船橋市本中山 7 丁目 1246-1 地先～ 船橋市本中山 5 丁目 90-5 地先

2 船橋市が区域外である市川市に設置する船橋市道

(1) 市道路線の詳細

整理 番号	路線名	起 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)
		終 点			
11	船橋市道第 00-182 号線	船橋市藤原 1 丁目 149-1	578.55	5.09～ 9.02	3,829.48
		船橋市藤原 2 丁目 128-1			
12	船橋市道第 01-005 号線	船橋市本中山 1 丁目 105-4	448.38	2.85～ 6.43	1,821.71
		船橋市本中山 1 丁目 65-5			
13	船橋市道第 00-187 号線	船橋市本中山 2 丁目 167-1	969.92	4.96～ 9.12	6,886.29
		船橋市本中山 4 丁目 727-3			
14	船橋市道第 00-188 号線	船橋市本中山 7 丁目 1169-1	688.03	6.00～ 9.84	5,343.51
		船橋市本中山 5 丁目 728-4			
15	船橋市道第 00-053 号線	船橋市東中山 1 丁目 36-1	836.71	3.31～ 12.96	6,199.77
		船橋市本中山 4 丁目 673-6			
16	船橋市道第 04-002 号線	船橋市二子町 576	211.73	7.13～ 7.42	1,542.42
		船橋市二子町 629-3			

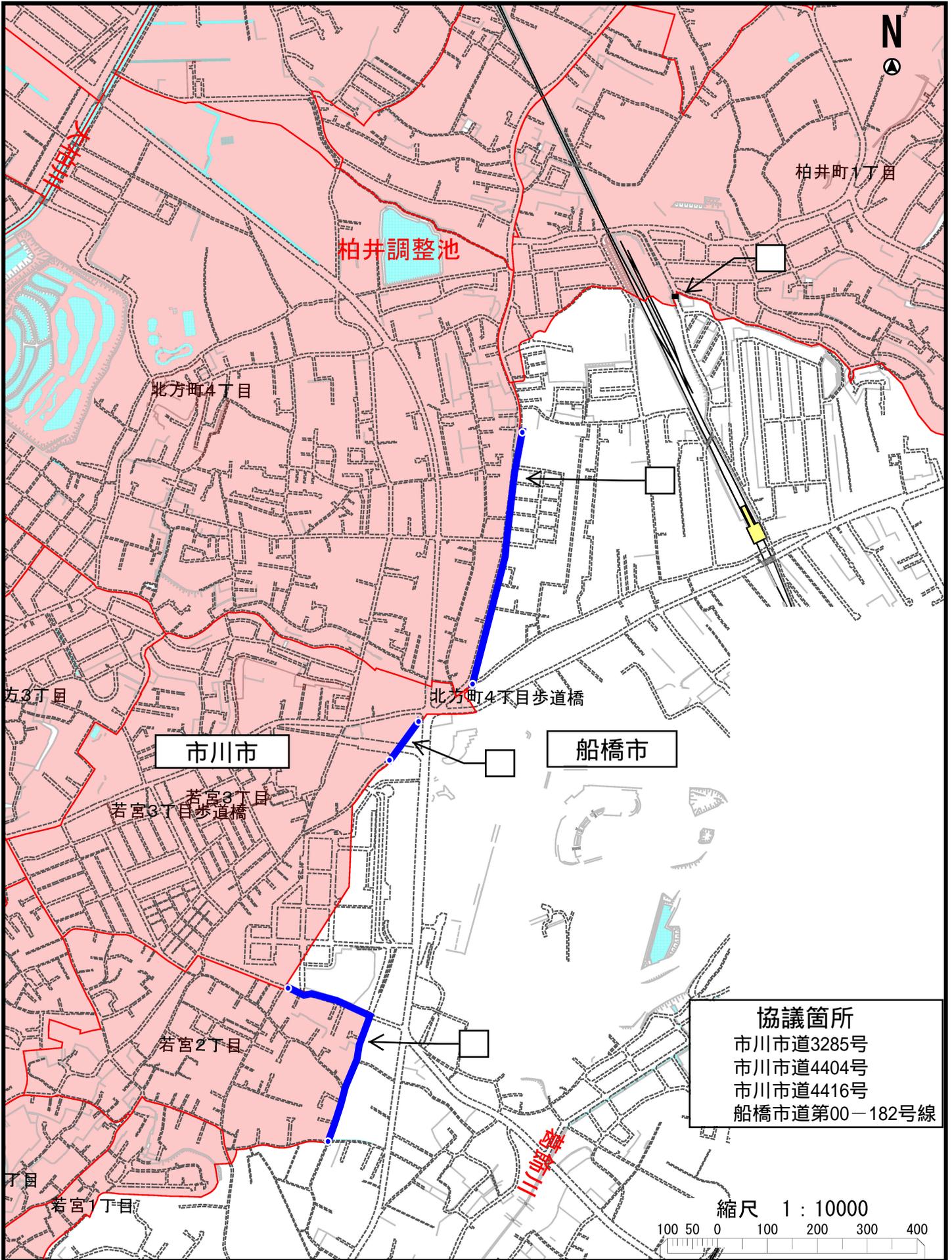
(2) 協議箇所

整理 番号	路線名	協議箇所
1 1	船橋市道第 00-182 号線	市川市柏井町 1 丁目 1520-2 地先
1 2	船橋市道第 01-005 号線	市川市中山 4 丁目 489-1 地先～ 市川市中山 4 丁目 470-2 地先
1 3	船橋市道第 00-187 号線	市川市高石神 115-3 地先～ 市川市鬼高 2 丁目 1240-101 地先
1 4	船橋市道第 00-188 号線	市川市田尻 4 丁目 960-5 地先～ 市川市鬼高 3 丁目 1126-1 地先
1 5	船橋市道第 00-053 号線	市川市二俣 1 丁目 601-1 地先～ 市川市原木 1 丁目 670-1 地先
1 6	船橋市道第 04-002 号線	市川市二俣 1 丁目 589 地先～ 市川市二俣 1 丁目 590 地先

理 由

市川市が区域外である船橋市に公の施設である市川市道を設置すること及び船橋市が区域外である市川市に公の施設である船橋市道を設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定により船橋市と協議するに当たり、同条第3項の規定により提案するものである。

議案第45号の参考図1



議案第45号の参考図2

